

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第43号
事故等種類	衝突（標識灯 ^{いかだ} 筏）
発生日時	平成26年2月23日（日） 01時00分ごろ
発生場所	広島県江田島市江田島東方沖 江田島市所在の屋形石灯標から真方位140° 2,000m付近 （概位 北緯34° 17.1′ 東経132° 29.5′）
事故等調査の経過	平成26年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 フィードⅡ、3.5トン
船舶番号、船舶所有者等	270-47081広島、有限会社フィード
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に擦過傷 標識灯筏 組立てロープに緩み
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、江田島東方沖の釣り場に向けて北西進した。 船長は、区画第241号の南東端に設置された、かき筏の存在を示す標識灯（以下「本件標識灯」という。）の灯光を認め、減速するとともに、釣り場に向けて左転し、本件標識灯を右に見て通過するつもりで西進中、船首目標とした江田島東岸の切串の街灯に意識を向けていたところ、平成26年2月23日01時00分ごろ、本件標識灯が設置されている筏に衝突し、乗り揚げた。 船長は、海上保安庁に通報して救助を要請した。 船長及び釣り客は、巡視艇に救助されてポートパークに戻った。 本船は、漁業協同組合所属の船によって筏から引き下ろされた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、約3年前に遊漁船の船長職に就いた。 本件標識灯は、灯質毎3～4秒に黄色1閃光、光達距離約3km、灯高約2mであり、約6m四方の筏の中央部に設置されていた。 船長及び釣り客は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、江田島東方沖を西進中、船長が、本件標識灯を右に見て通過するつもりで釣り場に接近していたところ、船首目標の街灯に意識を向けていたことから、本件標識灯が設置されている筏に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、江田島東方沖を西進中、船長が、本件標識灯を右に見て通過するつもりで釣り場に接近していたところ、船首目標の街灯に意識を向けていたため、本件標識灯が設置されている筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れによる航行に注意するとともに、標識灯から十分に離れて航行すること。